

建 築 主	東京都町田市森野二丁目2番22号				
住 所 ・ 氏 名	町田市代表者 市長 石坂 丈一				
敷地の地名地番	東京都町田市小川三丁目10番ノ1				
地 域 ・ 地 区	第一種中高層住居専用地域 31m第二種高度地区 準防火地域 宅地造成等工事規制区域 日影規制3h2h-4.0m				
	容 積 率	100 %	日影規制	5m	3 時間
	建 ぺ い 率	50 %		10m	2 時間
建築物の主要用途	小学校		最高の高さ	4.81 m	
工 事 種 別	用途変更				
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造		地上1階・地下 階		
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計		
敷 地 面 積	16,089.10 m ²	— m ²	16,089.10 m ²		
建 築 面 積	405.64 m ²	2,426.75 m ²	2,832.39 m ²		
延 べ 面 積	381.61 m ²	6,816.81 m ²	7,198.42 m ²		
適 用 条 文	建築基準法 第48条第3項ただし書き				
受 付 年 月 日	令和7年11月5日	公 聴 会 年 月 日	令和7年12月17日		
調 査 意 見					
<p>本件は第一種中高層住居専用地域において小学校の一部を工場（給食室）に用途変更する計画ですが、用途が建築基準法別表第2（は）項のいずれにも該当しないため、同法第48条第3項ただし書きによる許可申請がなされたものです。</p> <p>小川小学校給食室改修整備事業は、少子化と深刻な学校施設の老朽化という問題への対応を目的として町田市が取り組んでいる新たな学校づくり推進計画に基づく事業です。また、学校給食は、学校給食法に基づき、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることを目的として位置づけられており、仮設校舎に通学する児童に対しても「安全・安心・おいしい給食」を提供していくことが必要となります。</p> <p>本事業は、南第一小学校の建替えや、南第三小学校と南第四小学校の統合のための建設工事期間中に、南中学校に建設する仮設校舎に通学する児童のために、小川小学校の給食室で調理した給食を仮設校舎に運び、校舎建設工事期間中においても児童に温かい給食を提供するものですが、小川小学校の給食室で他校の給食を作り配送する場合には、建築物の用途が「工場」に該当することとなるため、同法48条第3項ただし書きによる許可が必要となるものです。</p> <p>これらを踏まえ、申請建物は、同法第48条第3項ただし書きにより、公益上やむを得ないと認められるため、許可いたしたい。</p>					
許 可 条 件					
工事完了時に町田市長へ報告し、当該工事が許可の内容と整合していることの確認を受けること。					
付 近 の 状 況	(東面) 道路・住宅		(西面) 道路・住宅		
	(南面) 道路・住宅		(北面) 道路・住宅・公園		

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 48 条 第 3 項 第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 町田市 市長 石阪 丈一様

令和 7 年 11 月 5 日

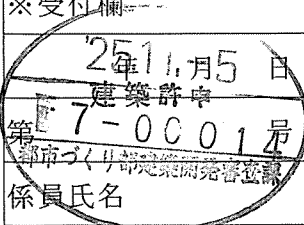
申請者氏名 町田市代表者市長 石阪 丈一

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 マチダ ショウ 化ヨウシヤンチョウ イザカ ジョウイチ
- 【ロ. 氏名】 町田市代表者市長 石阪 丈一
- 【ハ. 郵便番号】 〒194-8520
- 【ニ. 住所】 東京都町田市森野二丁目2-22
- 【ホ. 電話番号】 042-722-3111

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 138628 号
- 【ロ. 氏名】 香西 伸彦
- 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (都) 知事登録第 5945 号
株式会社イヅミ建築設計事務所
- 【ニ. 郵便番号】 〒194-0035
- 【ホ. 所在地】 東京都町田市忠生一丁目13-1
- 【ヘ. 電話番号】 042-793-4111

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
			年 月 日
			第 建築許可 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

目次

- 1 申請理由書
- 2 広域図
- 3 案内図
- 4 用途地域図
- 5 付近現況図
- 6 配置図
- 7 敷地及び付近の現況写真
- 8 敷地求積図
- 9 建物求積図
- 10-1 1階平面図
- 10-2 2階平面図
- 10-3 3階平面図
- 10-4 4階・R階平面図
- 11-1 立面図(北側)
- 11-2 立面図(南側)
- 11-3 立面図(西側)
- 11-4 立面図(東側)
- 12-1 給食室平面図(既存)
- 12-2 給食室平面図(改修後)
- 13 事前周知結果報告(要約版)
- 14 「公聴による意見の聴取」結果報告(要約版)

申請理由書

特定行政庁

町田市長 石坂 丈一 様

2025年 11月 5日

申請者 町田市代表者 市長 石坂 丈一

小川小学校給食室改修整備事業（以下、「本事業」と言う。）で計画している給食室の改修は、南第一小学校の建替え及び南第三小学校と南第四小学校の統合のための建設工事期間中に南中学校に建設する仮設校舎に通学をする児童のため、小川小学校給食室で調理した給食を仮設校舎に運び、校舎建設工事中においても児童に温かい給食を提供するための重要な事業です。

給食室で調理した給食を車両で運搬し、他校へ提供するため建築基準法の用途上の扱いは工場となります。しかし、小川小学校は、第一種中高層住居専用地域内に計画されているため、建築基準法上の用途としては、建築が認められておりません。そのため、建築物の用途に関する建築基準法第48条第3項ただし書きによる特例許可を受ける必要があります許可申請を行うものです。

1. 公益性について

町田市では、少子化と深刻な学校施設の老朽化という問題に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくることを目的に、新たな学校づくり推進計画に取り組んでいます。

この計画では、2040年度までに、市立小学校を42校から26校、市立中学校を20校から15校に統合していきます。

本地域においては、2030年に、南第一小学校の校舎を単独で建て替えるとともに、2034年に、南第三小学校と南第四小学校を統合し、新たな小学校として、南第四小学校の校舎を建て替えることで、老朽化の進んだ教育環境を新たな教育環境に刷新していきます。

また、校舎の建て替え工事については、南第一小学校は2027年度から2029年度までの3年間、南第四小学校は2030年度から2033年度までの4年間の計7年間で予定しています。このため、南第一小学校と南第四小学校の児童は、それぞれの工事期間は、南中学校に建設する仮校舎へ通学することとなります。

学校給食は、学校給食法に基づき、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うことを目的として位置づけられているため、仮校舎に通学する児童に対しても「安全・安心・おいしい給食」を提供していく必要があります。

また、町田市では、小学校から中学校まで9年間を通して、「美しく味良く」、「温もり」を感じて「四季を愉しむ」町田市ならではの学校給食を提供することを目指していることから、お弁当箱で給食を提供するランチボックス方式ではなく、小学校の給食室で調理した給食を保温性の高い食缶に入れ、各クラスに運んで児童が配膳する食缶方式にて給食を提供していくこととしました。

近隣にある小学校のうち、南中学校から最も近くに位置する小川小学校については、増築を必要とせず、増加分の給食を調理することができるため、小川小学校の給食室で南第一小学校と南第四小学校の給食を調理し、小川小学校から南中学校の仮校舎へ給食を配送する計画としました。

具体的には、小川小学校の喫食数である約450食に加え、南第一小学校の喫食数である約650食と、南第四小学校の喫食数である約600食の給食を調理する予定です。

2. 良好な住居の環境への配慮

1) 住環境への配慮

本事業は、現在小川小学校児童のために給食を調理している給食室内に調理機器を増やす改修工事を行うものです。調理機器は増設となりますが、給食室の規模は約380㎡であり、増築も行いません。なお、今回の調理食数の増加は2027年度から7年間であり、2034年度には配送事業はなくなり小川小学校で必要な分の調理数に戻します。

1. 臭気

給食室側に最も近接する住宅は、学校敷地から6m道路を挟んだ位置にあり、給食室からは11m以上離れています。給食メニューは両校とも同じものとするため、臭いについては現状とほとんど変わることはありませんが、現在住宅地側に設置されている排気口の一部を給気口に変更し、住宅側へ直接的に向けた排気を減らし、ルーフファンにより屋上方向に向けることで、より一層近隣への臭いの配慮を行います。

2. 騒音・振動

給食室側に最も近接する住宅は、学校敷地から6m道路を挟んだ位置にあり、給食室の空調室外機からは10m以上離れていますが、空調室外機には消音設備を今年度既に設置しており、近隣への音の配慮をしています。

仮校舎へ給食を配送することにより、平日の月曜から金曜までの午前中にトラックが2便、午後に1便運行することとなりますが、騒音・振動・粉じん対策として、住宅街でのトラックの運転は徐行運転を徹底します。

3. 交通安全

配送車両については、児童が通行する敷地内通路と交差することはありません。また、トラックが学校敷地内に入る際には、トラック同乗者が降りて安全確認を確実にし、交通安全対策を徹底します。住宅街でのトラックの運転についても徐行運転を行い、学校敷地外の交通安全対策も徹底します。運搬以外の材料の搬入等の車両が増えることはありません。

4. 防火設備

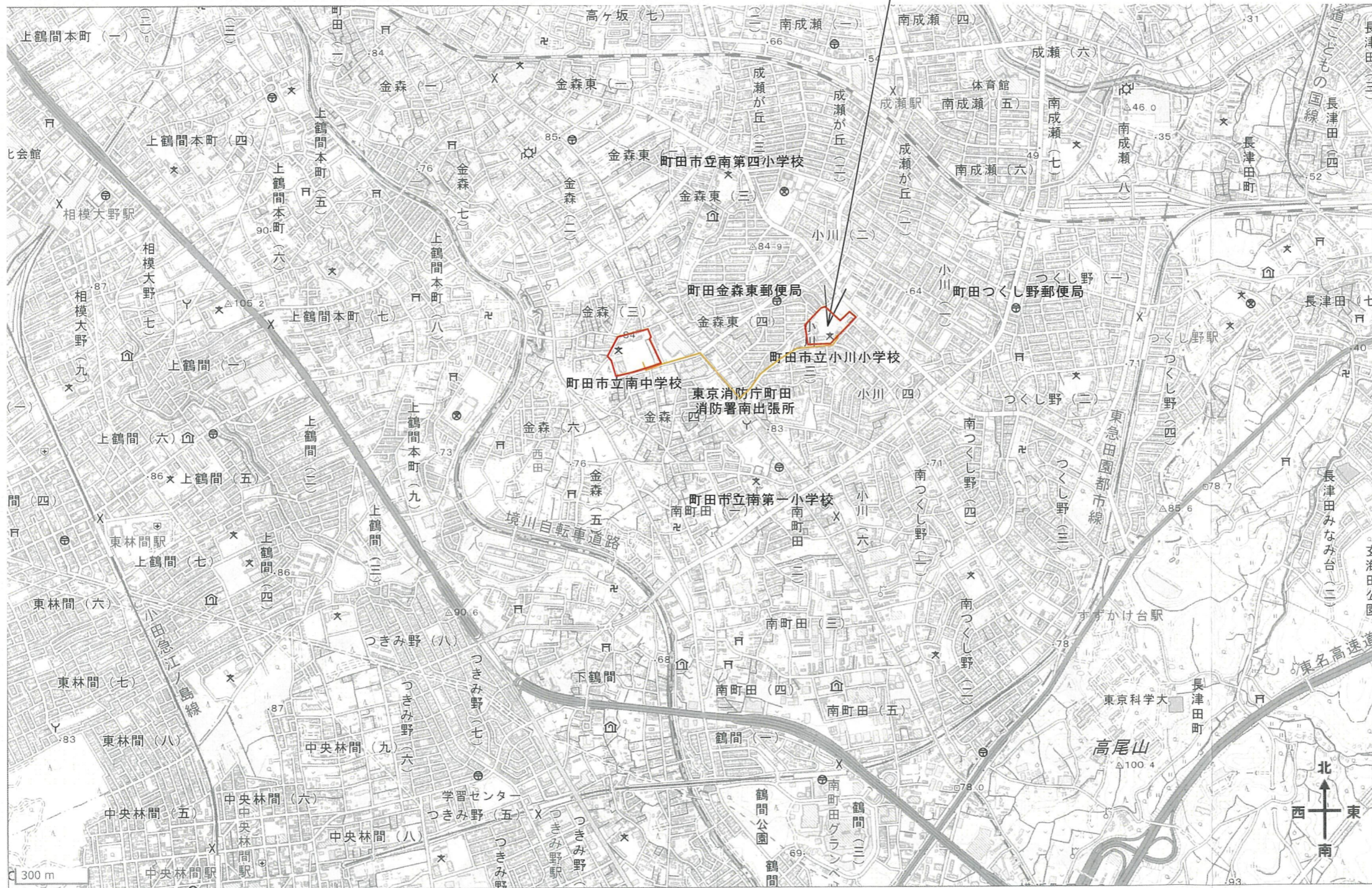
工場用途と学校用途とを異種用途区画の特定防火設備で区画しています。

2) 工事中の配慮

工事中の工事車両の通行に関しても、住宅街においては騒音・振動・粉塵の対策として徐行運転を徹底し、トラックについては低騒音・低公害のものを使用します。また、深夜及び早朝、通学時間帯の通行は極力行わないものとし、場合により誘導員を配置することで児童、歩行者、近隣住民への安全に対し配慮いたします。

以上の事から本件については、第一種中高層住居専用地域内において、公益上やむを得ない計画であることから、建築基準法第48条第3項ただし書きによる特例許可を申請いたします。

申請地：町田市小川三丁目10番ノ1



※この地図は国土地理院の地図を加工したものである。



株式会社 **イズミ建築設計事務所**

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

図面名 広域図

図番 No.

年月日

枚数

2

縮尺 1/10000

担当

申請地: 町田市小川三丁目10番ノ1

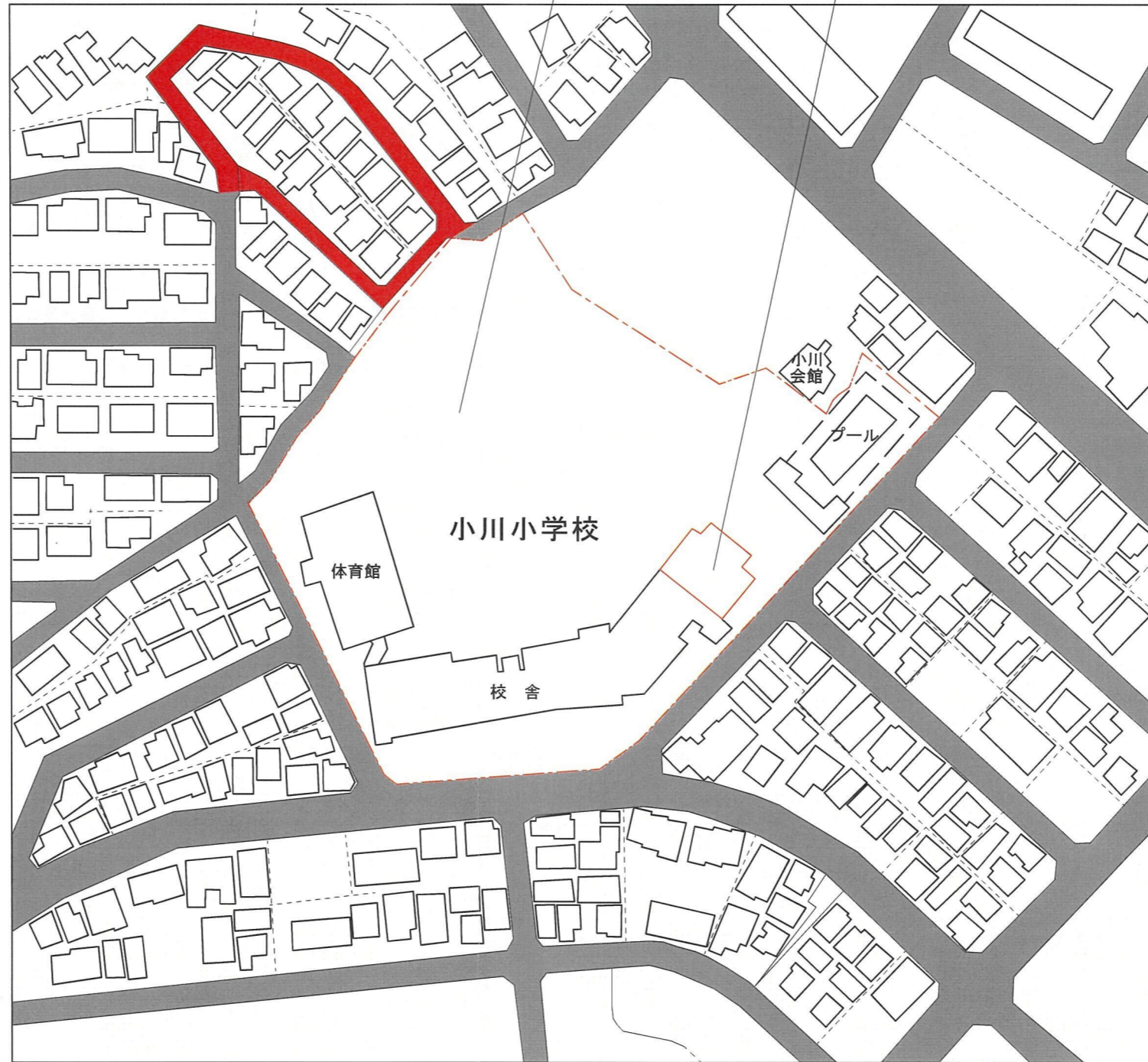
申請建物

凡例

■ : 法42条1項1号道路

■ : 法42条1項5号道路

■ : 法42条2項道路



※背景地図は地図情報まちだ地形図を参考作図とする。



株式会社 **イズミ建築設計事務所**

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

設計者

年月日

校種

図面名 案内図

図番

3

縮尺

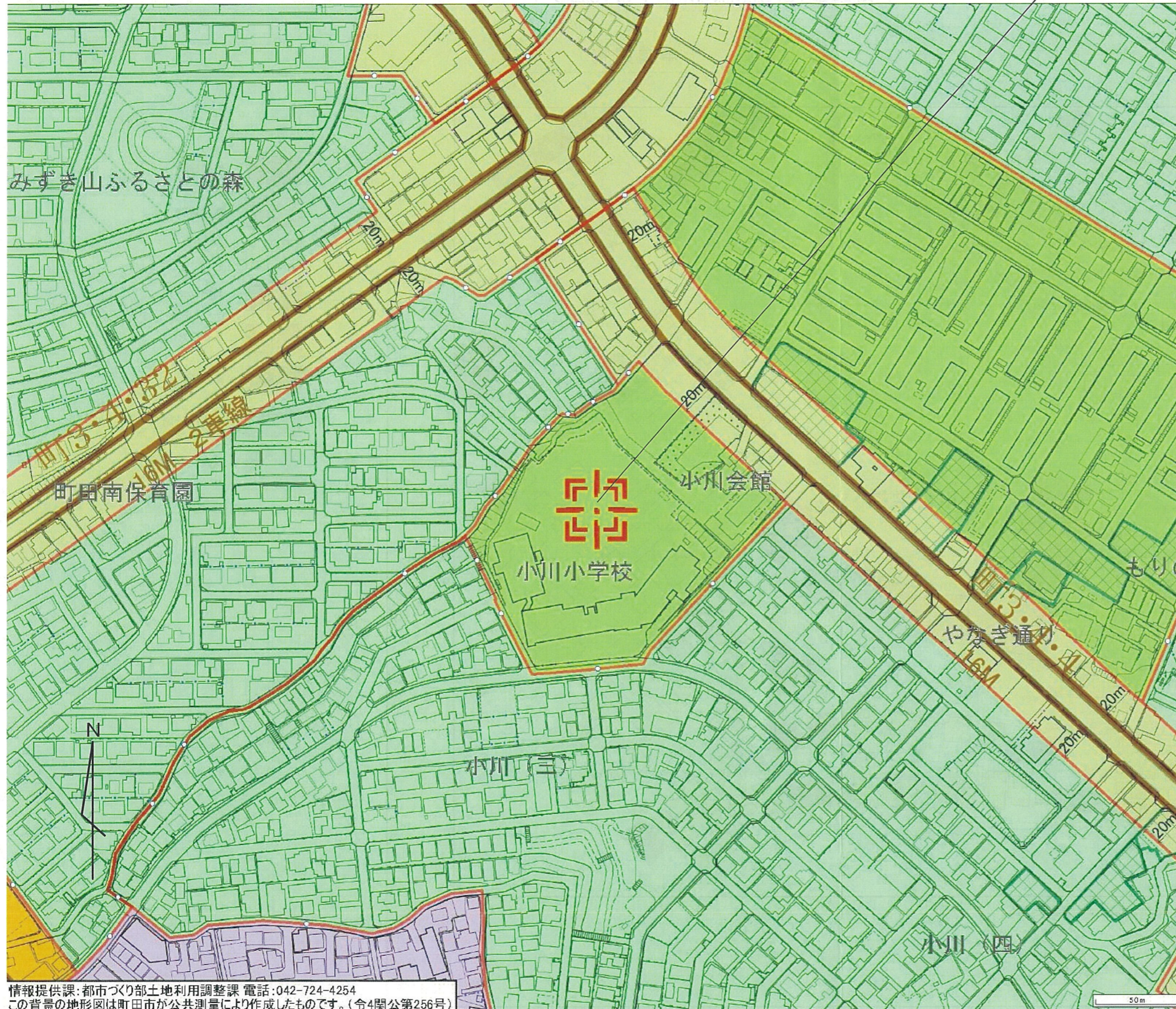
1/1500

担当

用途地域図

申請地：町田市小川三丁目10番ノ1

※この地図は地図情報まちだの地図を加工したものである。



都市計画図の凡例

第一種低層住居 専用地域	
第二種低層住居 専用地域	
第一種中高層住居 専用地域	
第二種中高層住居 専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

情報提供課：都市づくり部土地利用調整課 電話：042-724-4254
この背景の地形図は町田市が公共測量により作成したものです。(令4関公第256号)



株式会社 **イズミ建築設計事務所**

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

用途地域図

図 No.

4

年月日

1/2500

枚数

1

校名

相

申請地：町田市小川三丁目10番ノ1

申請建物

N



凡例

- : 申請建物
- : 既存建物
- : 住宅
- : 共同住宅
- : スタジオ
- : 事務所
- : 老人福祉施設
- : 病院・クリニック

※背景地図は地図情報まちだ地形図を参考作図とする。



株式会社 イツミ建築設計事務所

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

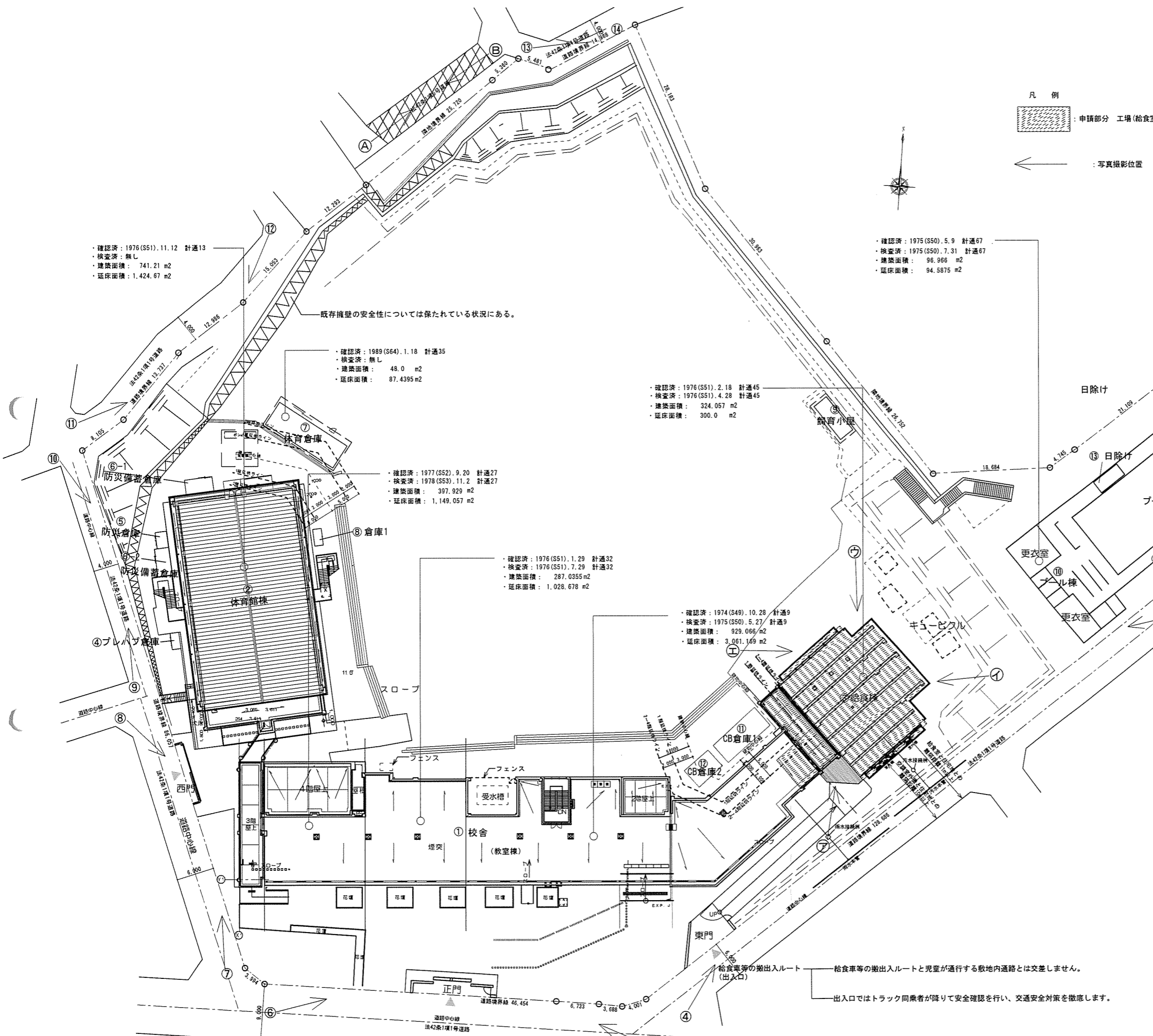
訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

図面名 付近現況図

設計者 No. 年月日 校 印

図面番 5 縮尺 1/1500 担 当



・確認済：1976(S51).11.12 計通13
 ・検査済：無し
 ・建築面積：741.21 m²
 ・延床面積：1,424.67 m²

・確認済：1989(S64).1.18 計通35
 ・検査済：無し
 ・建築面積：48.0 m²
 ・延床面積：87.4395 m²

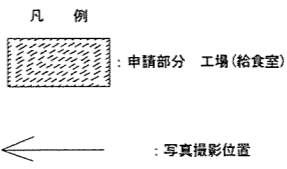
・確認済：1976(S51).2.18 計通45
 ・検査済：1976(S51).4.28 計通45
 ・建築面積：324.057 m²
 ・延床面積：300.0 m²

・確認済：1977(S52).9.20 計通27
 ・検査済：1978(S53).11.2 計通27
 ・建築面積：397.929 m²
 ・延床面積：1,149.057 m²

・確認済：1976(S51).1.29 計通32
 ・検査済：1976(S51).7.29 計通32
 ・建築面積：287.0355 m²
 ・延床面積：1,028.678 m²

・確認済：1974(S49).10.28 計通9
 ・検査済：1975(S50).5.27 計通9
 ・建築面積：929.066 m²
 ・延床面積：3,061.169 m²

・確認済：1975(S50).5.9 計通67
 ・検査済：1975(S50).7.31 計通67
 ・建築面積：96.966 m²
 ・延床面積：94.5875 m²



既存擁壁の安全性については保たれている状況にある。

給食車等の搬出入ルートと児童が通行する敷地内通路とは交差しません。
 出入口ではトラック同乗者が降りて安全確認を行い、交通安全対策を徹底します。

計画概要				
工事名称	小川小学校給食室改修工事			
建築主	町田市代表者市長 石坂 文一			
主要用途	小学校	申請用途	工場(給食室)	
工事種別	用途変更			
建築場所	東京都町田市小川三丁目10番-1			
敷地概要	敷地面積	16,089.10 m ²		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		
	防火地域	準防火地域		
	その他指定	31m第二種高度地区、日影規制・3h-2h/4m、 景観形成ゾーン(住まい共生ゾーン)、宅地造成等工事規制区域内		
	建築率	50% (角地緩和60%)	容積率	100%
	前面道路 (法42条1項1号)	北側道路	幅員	4.0m
北西側道路		幅員	4.0m	
南西側道路		幅員	6.0m	
南東側道路		幅員	6.0m	
南側道路		幅員	9.0m	

事業名称	小川小学校給食室改修整備事業
地域規制指定	上表による
申請建物規模	381.61㎡ 工場(給食室)
構造・規模	鉄筋コンクリート造 4階建の1階
敷地面積	上表による
延べ面積	敷地内全建物：7,198.42㎡ (①校舎：5,059.31㎡ ②工場(給食室)：381.61㎡)
建築面積	敷地内全建物：2,832.39㎡ (①校舎：1,421.85㎡ ②工場(給食室)：405.64㎡)

注釈：⑦体育倉庫以降平均地盤面の変更は生じていません。

配置図 1/300

□①方向：東側道路から校舎東側・プール部分写真



□②方向：北側道路からプール部分写真



□③方向：東側道路から校舎東側部分・給食棟写真



□④方向：南側道路から校舎東南部分写真



□⑤方向：南側道路から校舎南側部分写真



□⑥方向：南側道路から校舎南側部分写真



株式会社 イヅミ建築設計事務所

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

設計者 No. 年月日 校名

図面名 敷地及び付近の現況写真-1

図面番 7-1 縮尺 NON 担当

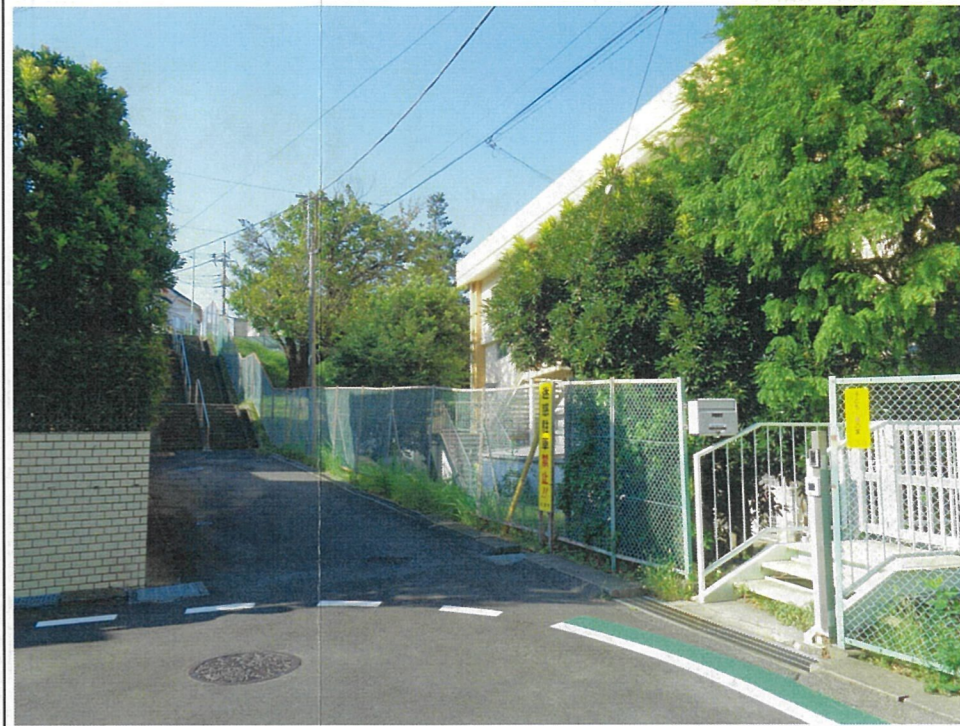
□⑦方向：南側道路から校舎南側部分写真



□⑧方向：西側道路から校舎南側部分写真



□⑨方向：西側道路から体育館部分写真



□⑩方向：北側道路から体育館部分写真



□⑪方向：北側道路から体育館側部分写真



□⑫方向：北側道路から校庭側部分写真



株式会社 **イズミ建築設計事務所**

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

図面名 敷地及び付近の現況写真-2

図番

7-2

縮尺 NON

校

担

□ A 方向：北側通路から校庭側部分写真



□ B 方向：北側通路から校庭側部分写真



□ ⑬ 方向：北側側道路から校庭部分写真



□ ⑭ 方向：北側側道路から校庭部分写真



株式会社 イヅミ建築設計事務所

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

図面名 敷地及び付近の現況写真-3

設計者 No.

7-3

年月日

NON

校側

担当

□ア方向：敷地南側から給食棟部分写真



□イ方向：敷地北側から給食棟部分写真



□ウ方向：敷地北側から給食棟部分写真



□エ方向：敷地西側から給食棟部分写真



株式会社 **イズミ建築設計事務所**

TEL 042 (793) 4111 (代表)

1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138628号 香西 伸彦

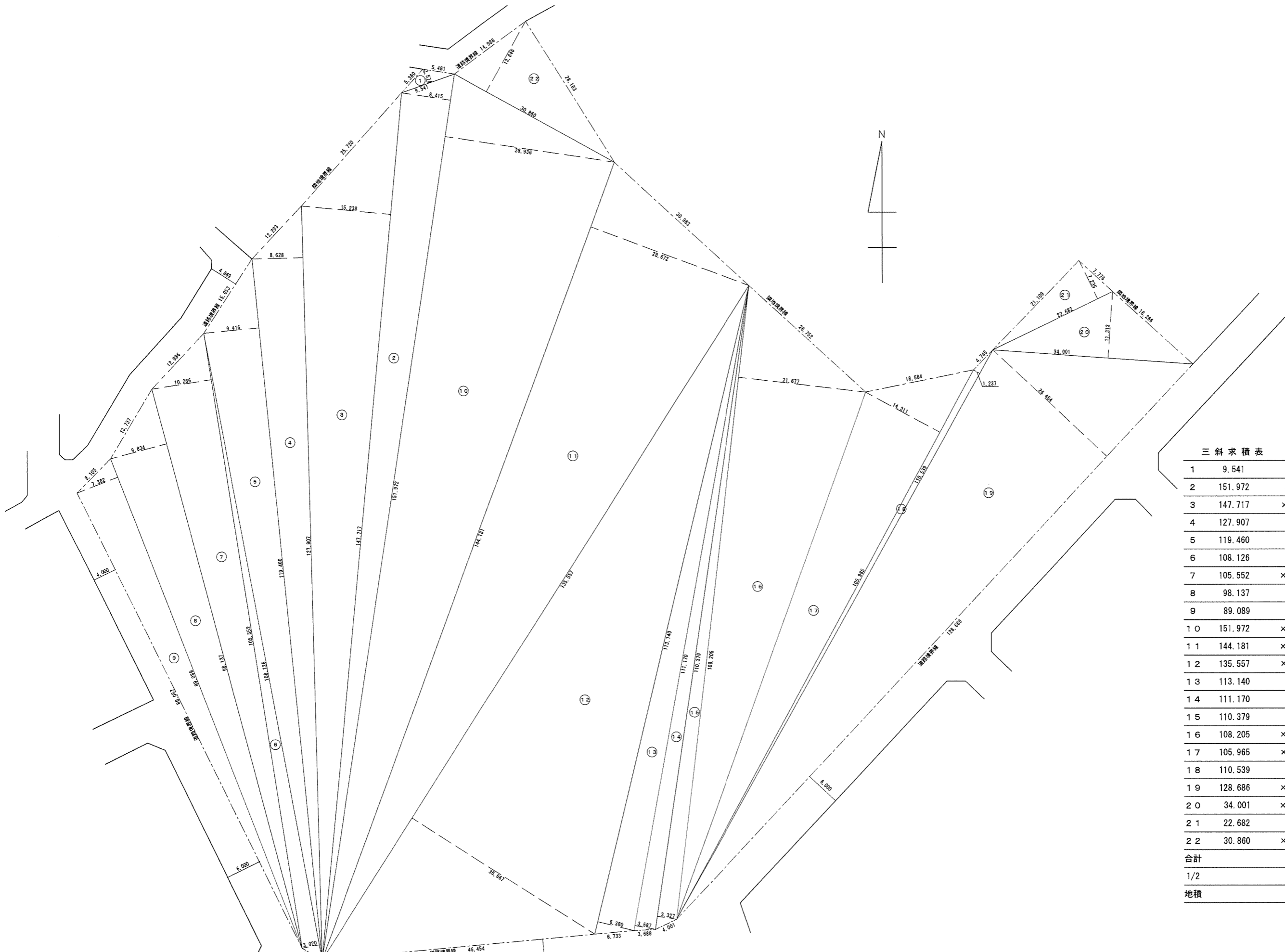
訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

図面名 敷地及び付近の現況写真-4

図番 No. 年月日 校 関

7-4 縮尺 NON 担 当



三斜求積表

1	9.541	× 2.574	= 24.558534
2	151.972	× 8.415	= 1278.844380
3	147.717	× 15.238	= 2250.911646
4	127.907	× 8.628	= 1103.581596
5	119.460	× 9.416	= 1124.835360
6	108.126	× 3.020	= 326.540520
7	105.552	× 10.266	= 1083.596832
8	98.137	× 9.834	= 965.079258
9	89.089	× 7.382	= 657.654998
10	151.972	× 28.936	= 4397.461792
11	144.181	× 28.672	= 4133.957632
12	135.557	× 36.667	= 4970.468519
13	113.140	× 6.380	= 721.833200
14	111.170	× 3.587	= 398.766790
15	110.379	× 3.327	= 367.230933
16	108.205	× 21.677	= 2345.559785
17	105.965	× 14.311	= 1516.465115
18	110.539	× 1.237	= 136.736743
19	128.686	× 26.454	= 3404.259444
20	34.001	× 11.313	= 384.653313
21	22.682	× 7.235	= 164.104270
22	30.860	× 13.646	= 421.115560
合計			= 32178.216220
1/2			= 16089.108110
地積			16089.10㎡



株式会社 **イツミ建築設計事務所**

TEL 042 (793) 4111 (代表)

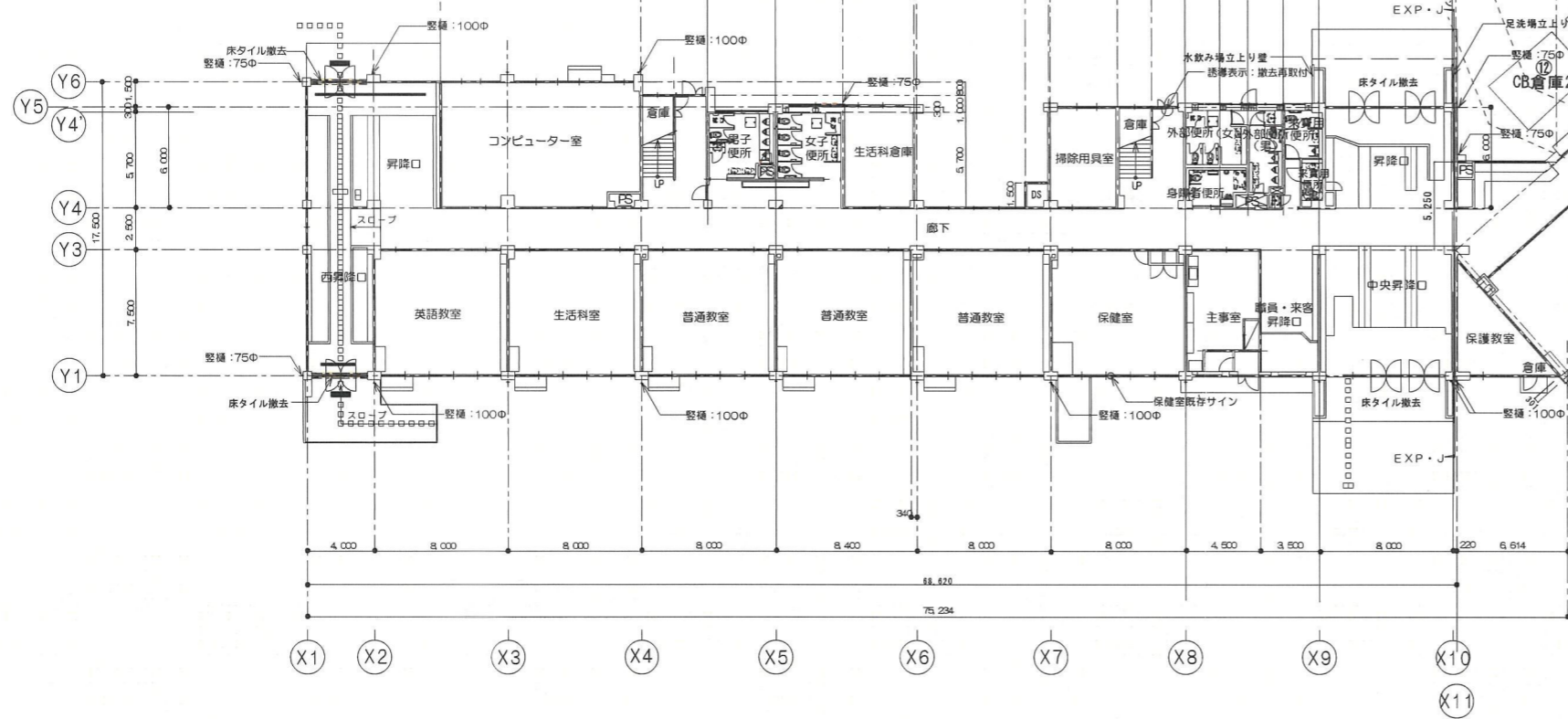
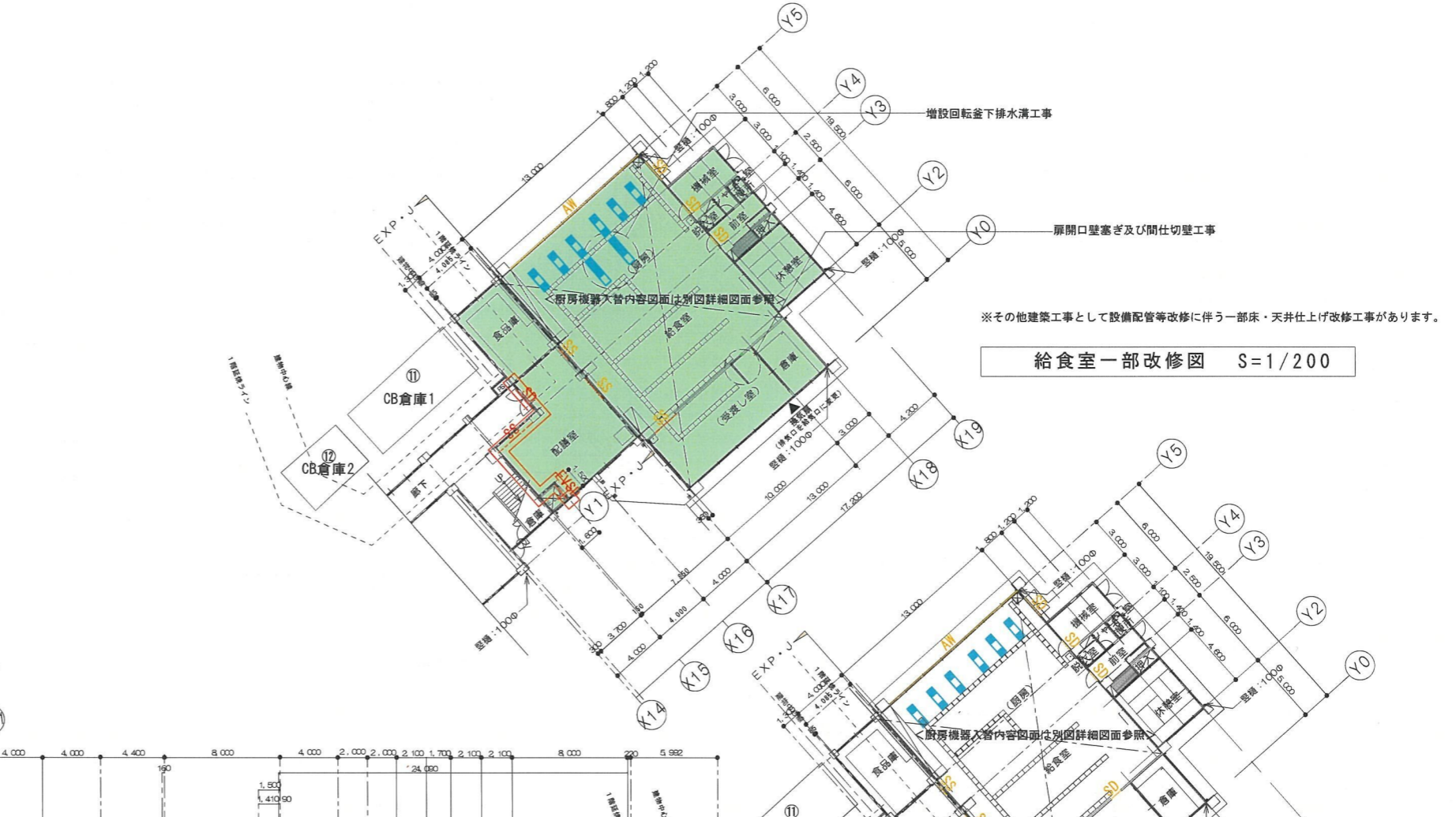
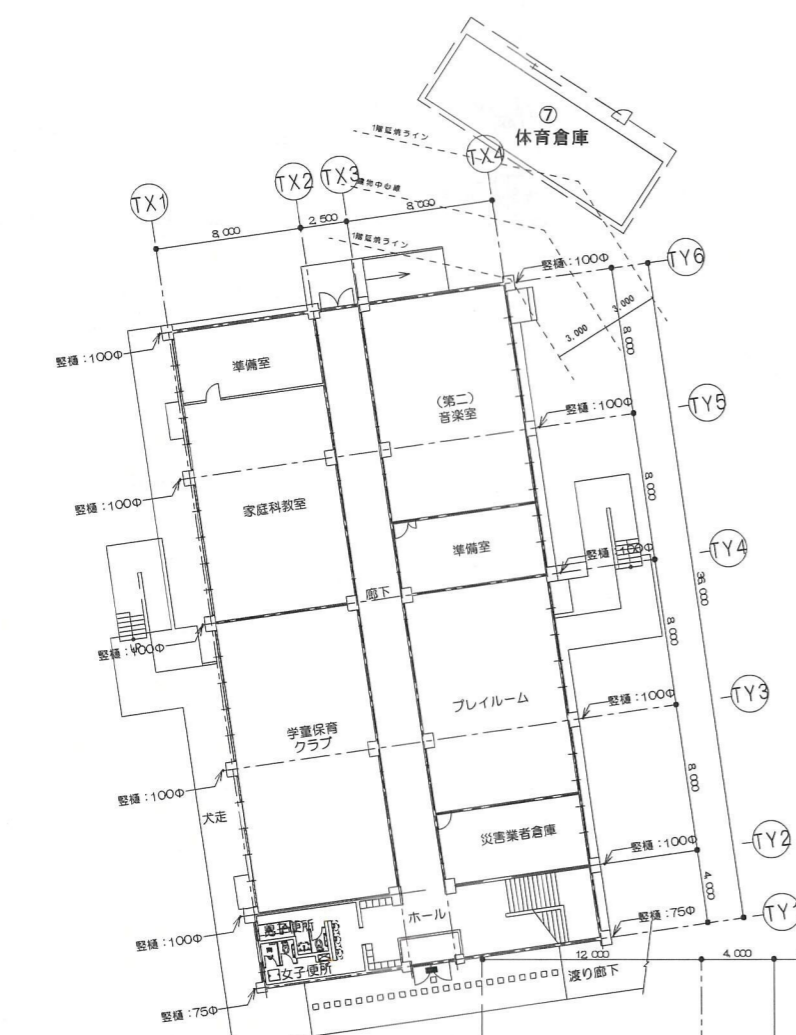
1級建築士事務所登録 (東京都) 第5945号 1級建築士登録 第138528号 香西 伸彦

訂正事項

工事名 小川小学校給食室改修工事

図名 敷地求積図

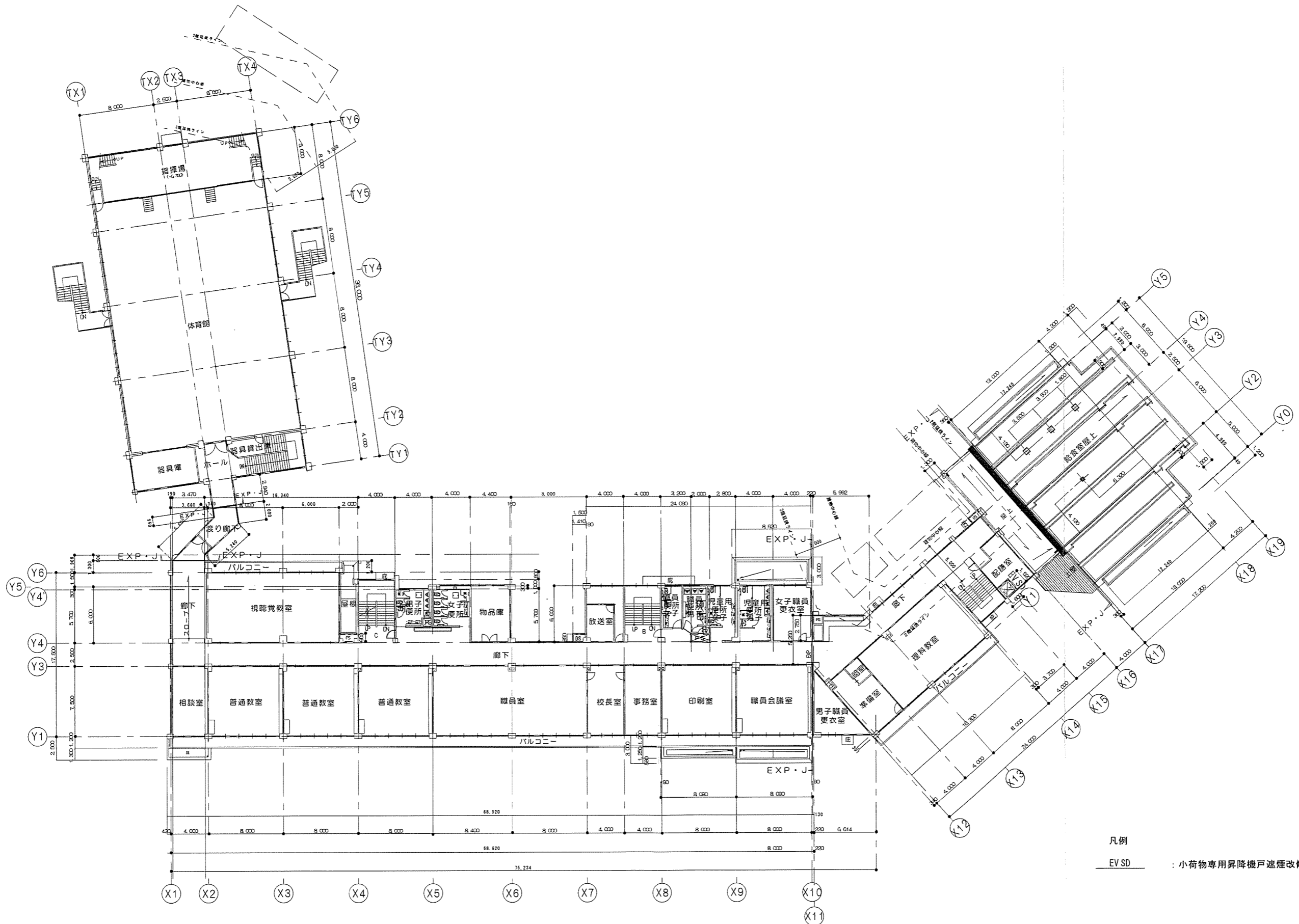
設計者	年月日	校
図番	尺	出
8	1/600	
	1/300	



1階平面図 S= 1/200

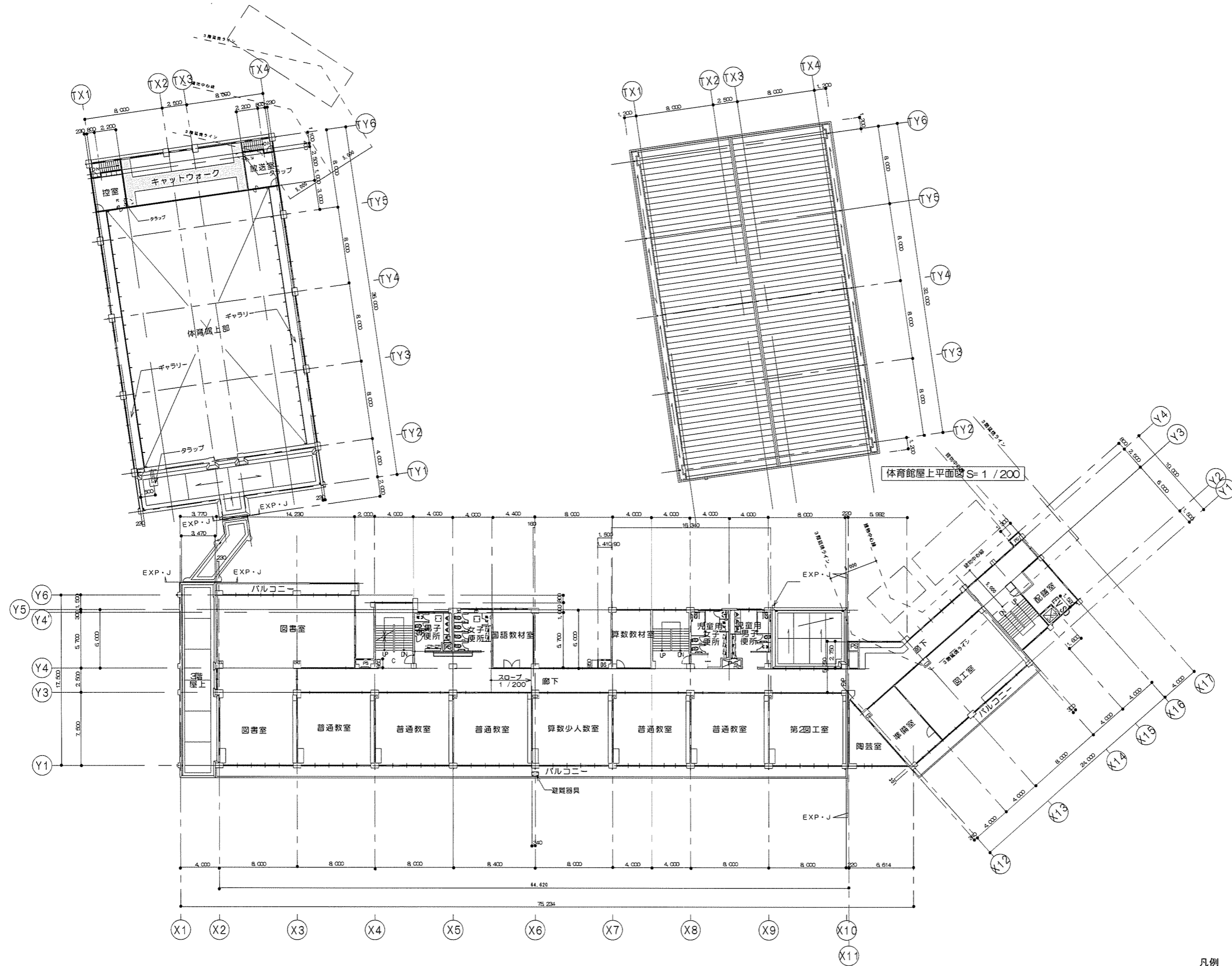
給食室既存図 S=1/200

- 凡例
- : 異用途区画
 - SS : 煙感連動スチール防火シャッター(特定防火設備)
 - SD : 常時閉鎖式スチールドア(特定防火設備)
 - EV SD : 小規模専用昇降機戸遮煙改修(特定防火設備)
 - SS : 煙感連動スチール防火シャッター(防火設備)
 - SD : 網入額入ガラススチールドア(防火設備)
 - AW : 網入ガラス引違いアルミサッシュ(防火設備)
 - : 給食室(工場)範囲



凡例
 EV SD : 小荷物専用昇降機戸遮煙改修(特定防火設備)

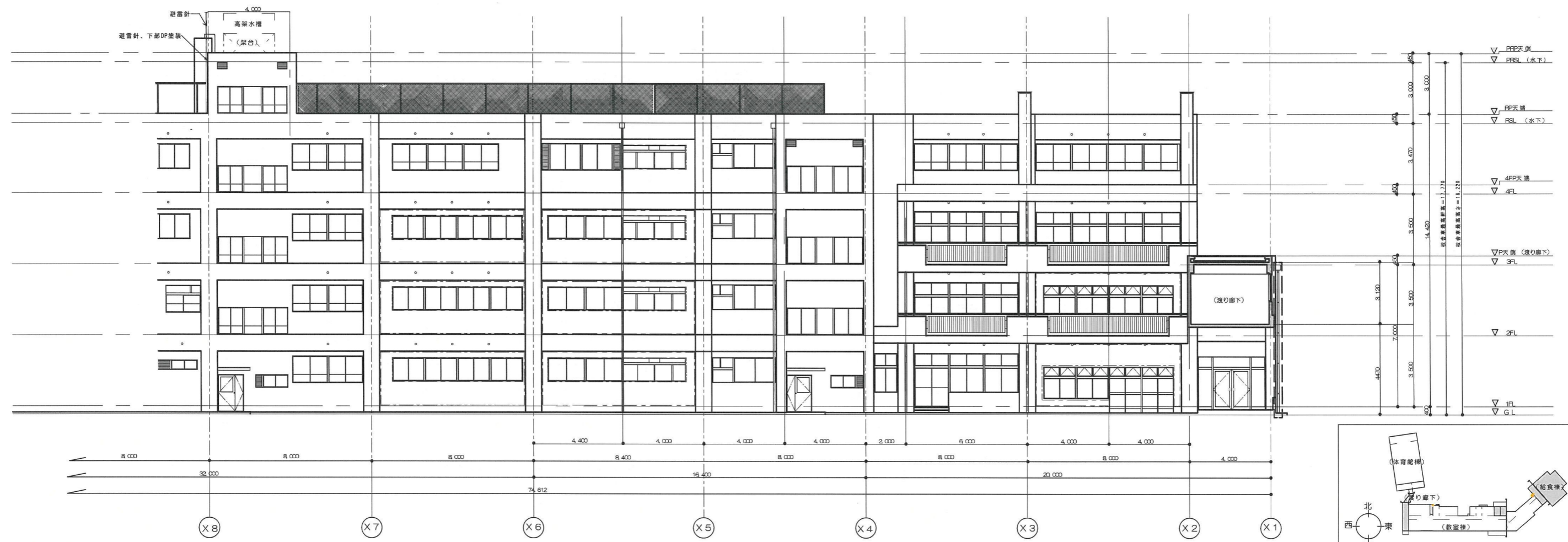
2階平面図 S= 1/200

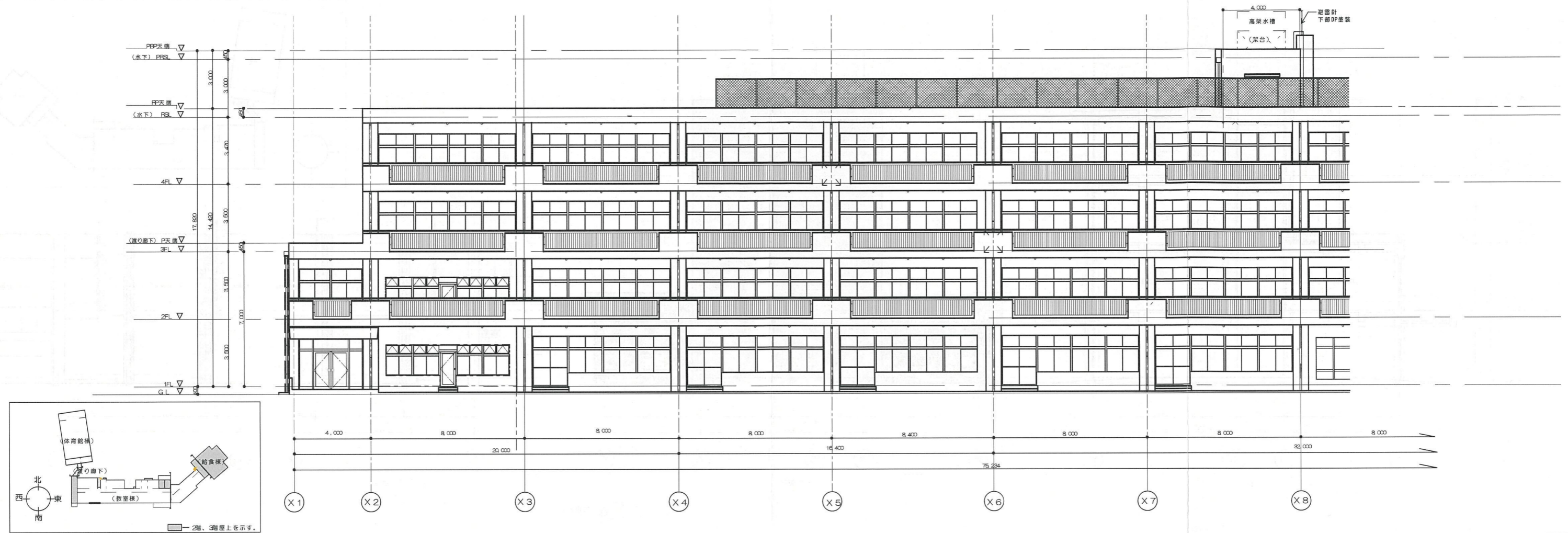


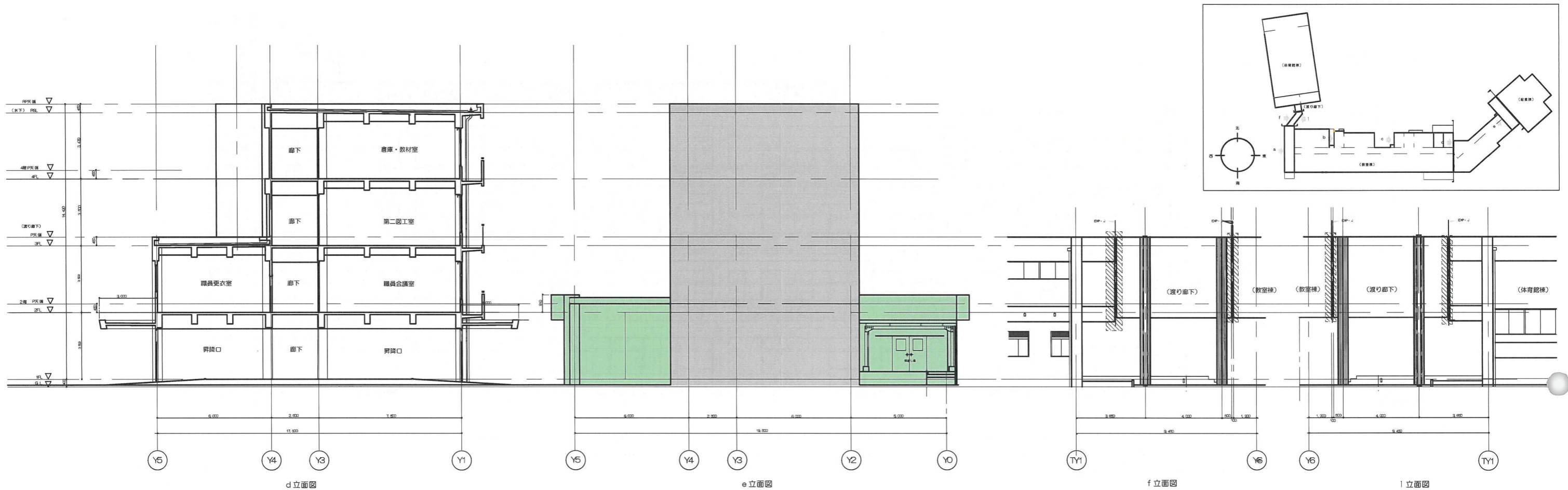
3階平面図 S= 1 / 200

体育館屋上平面図 S= 1 / 200

凡例
EV SD : 小荷物専用昇降機戸遮煙改修 (特定防火設備)







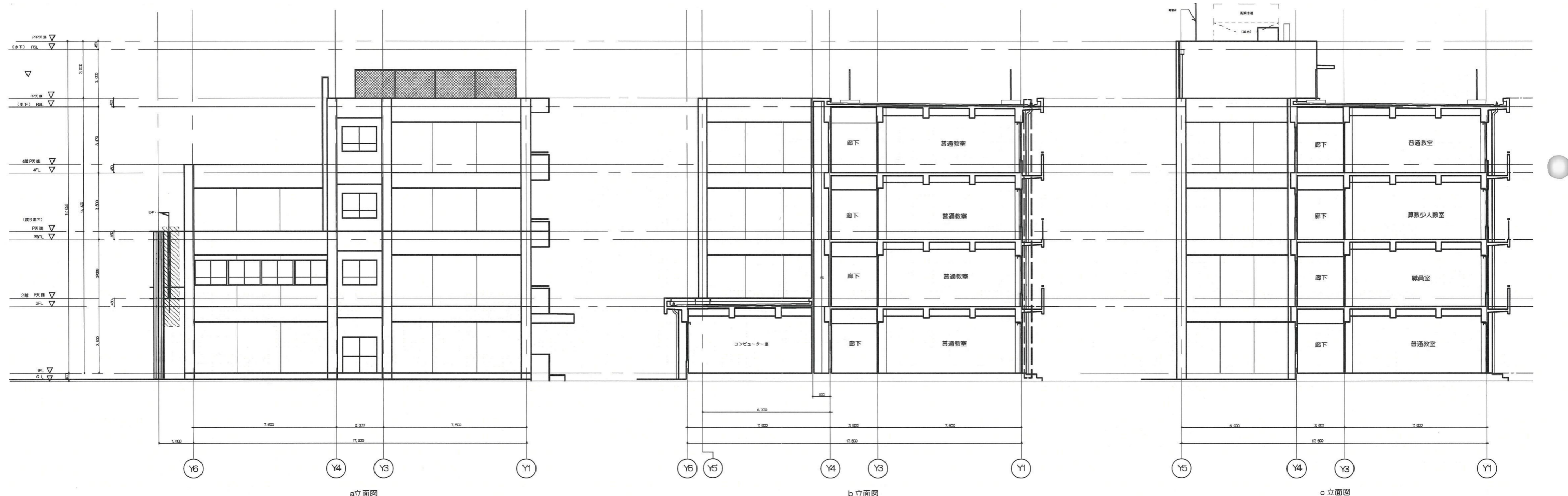
d 立面図

e 立面図

f 立面図

l 立面図

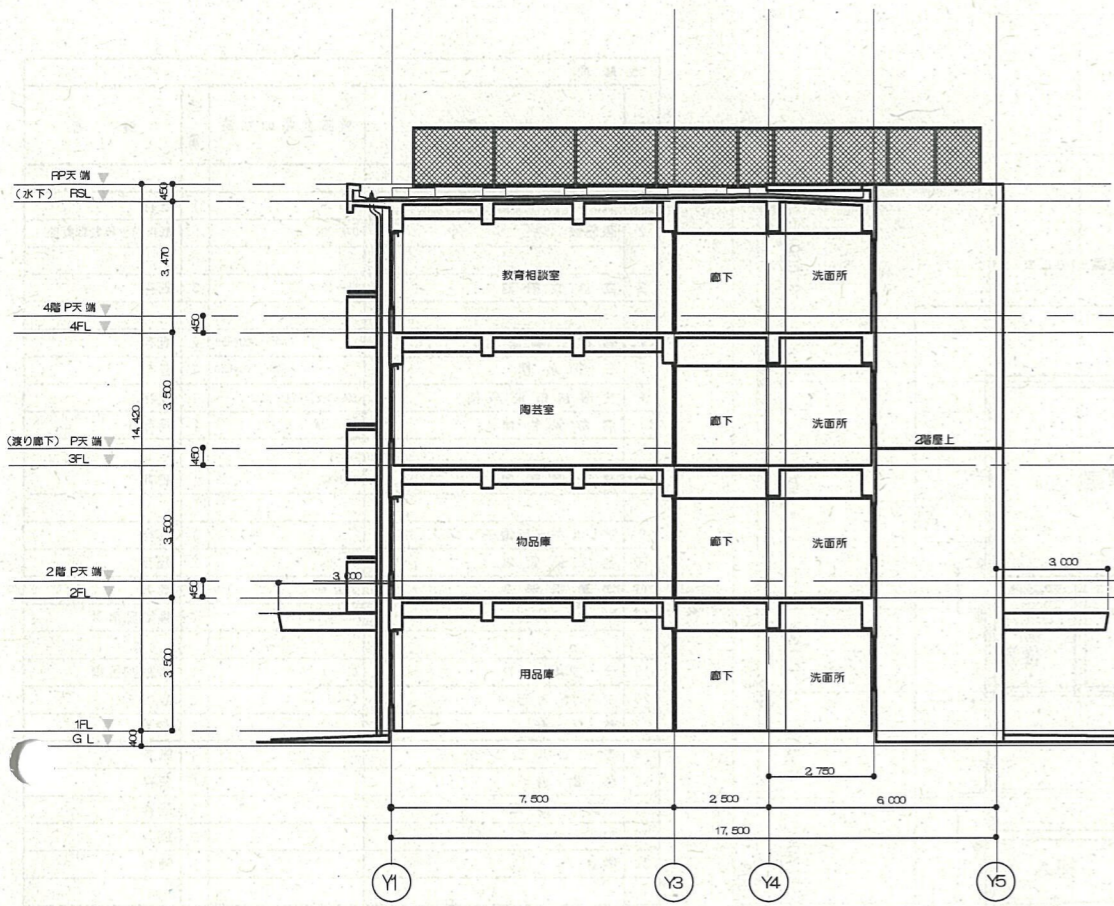
工場範囲



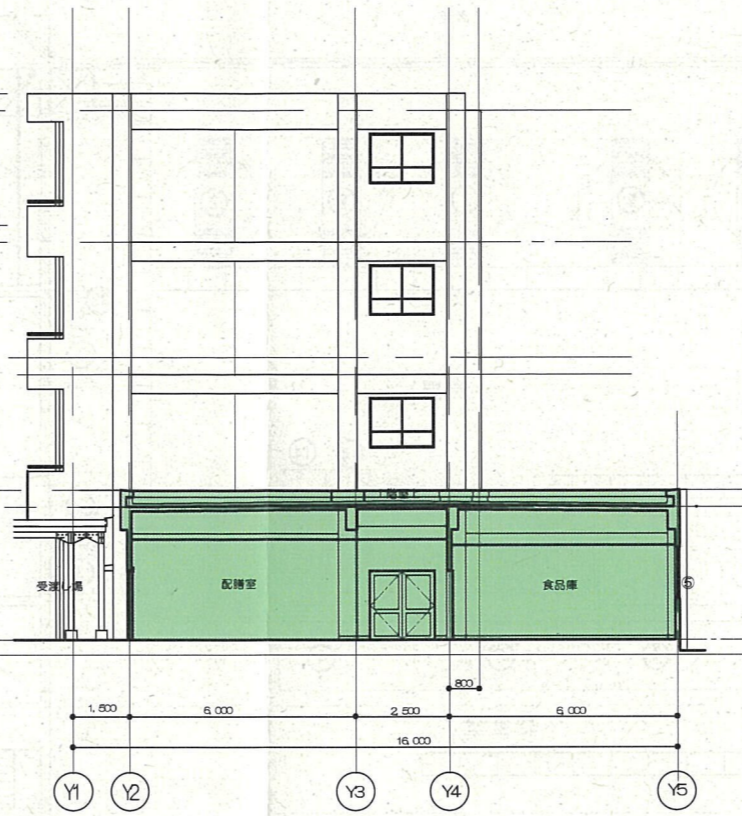
a 立面図

b 立面図

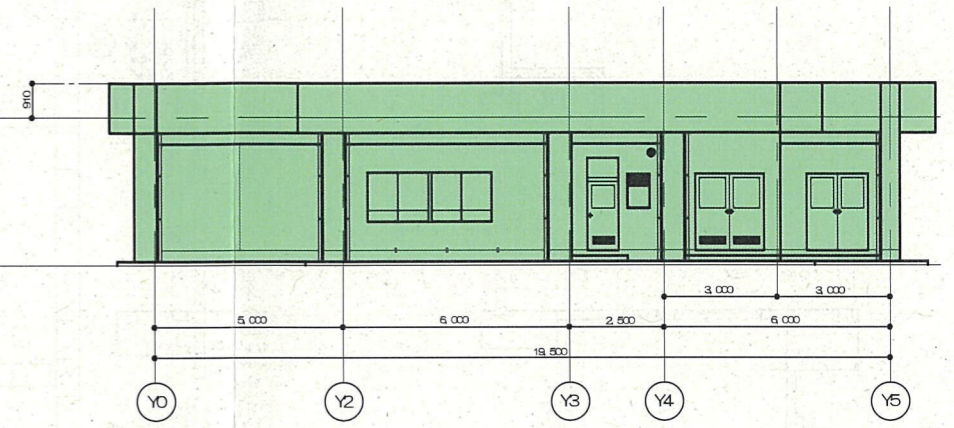
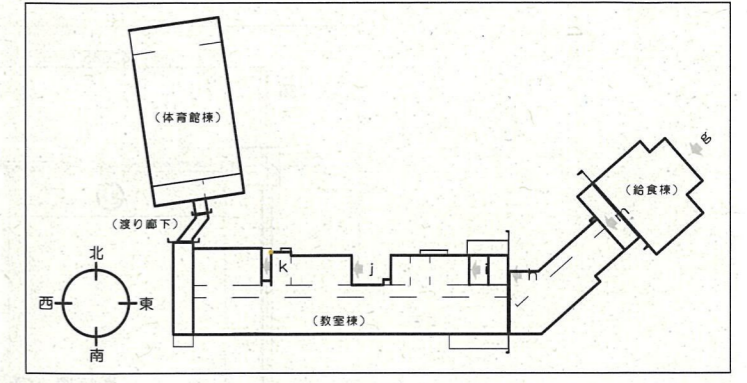
c 立面図



h 立面図

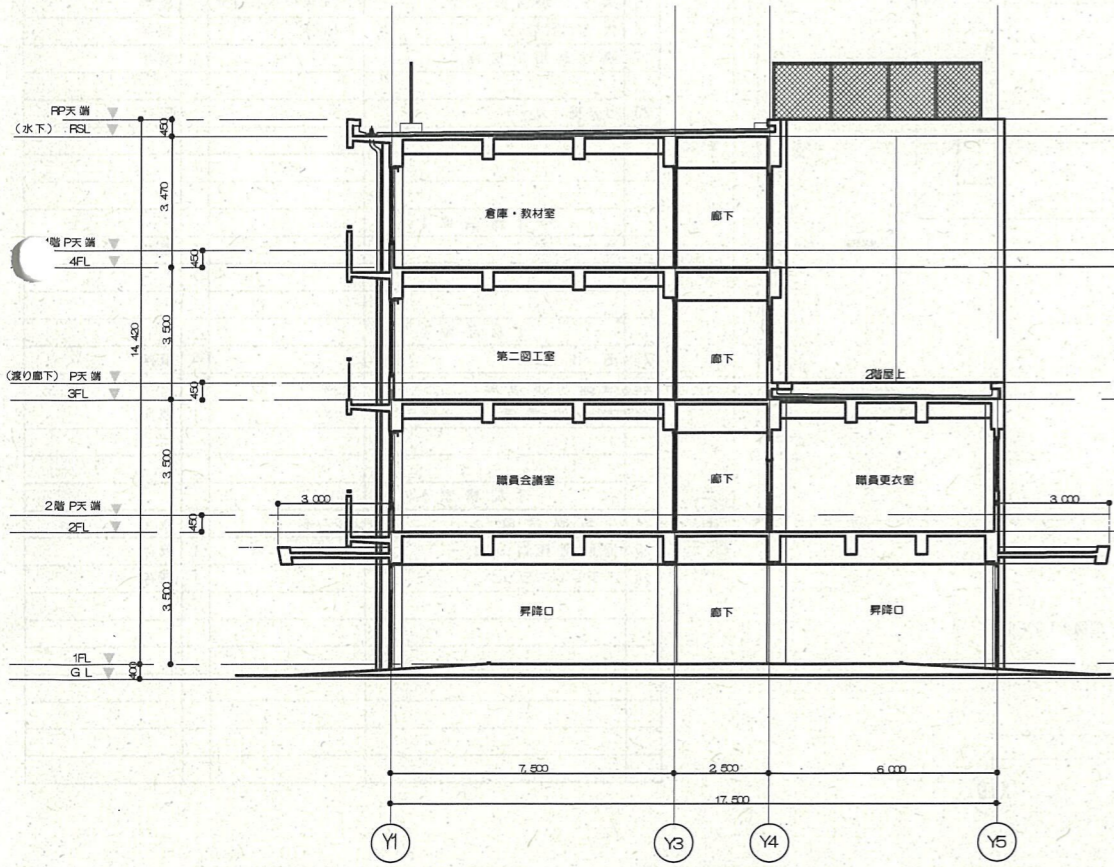


m 立面図

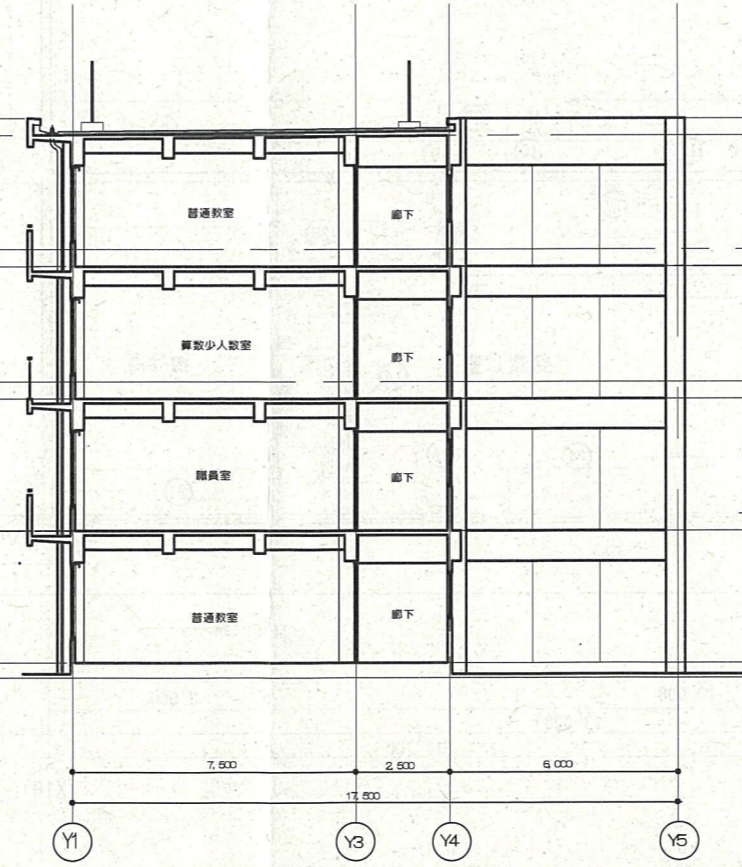


g 立面図

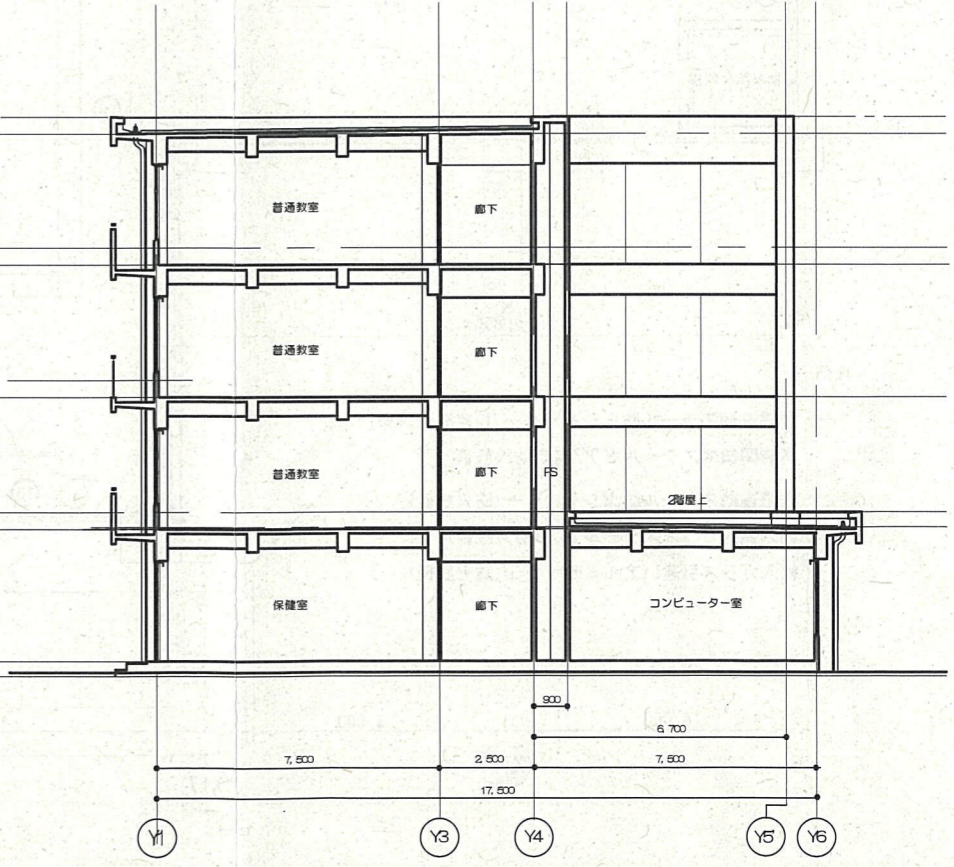
■ : 工場範囲



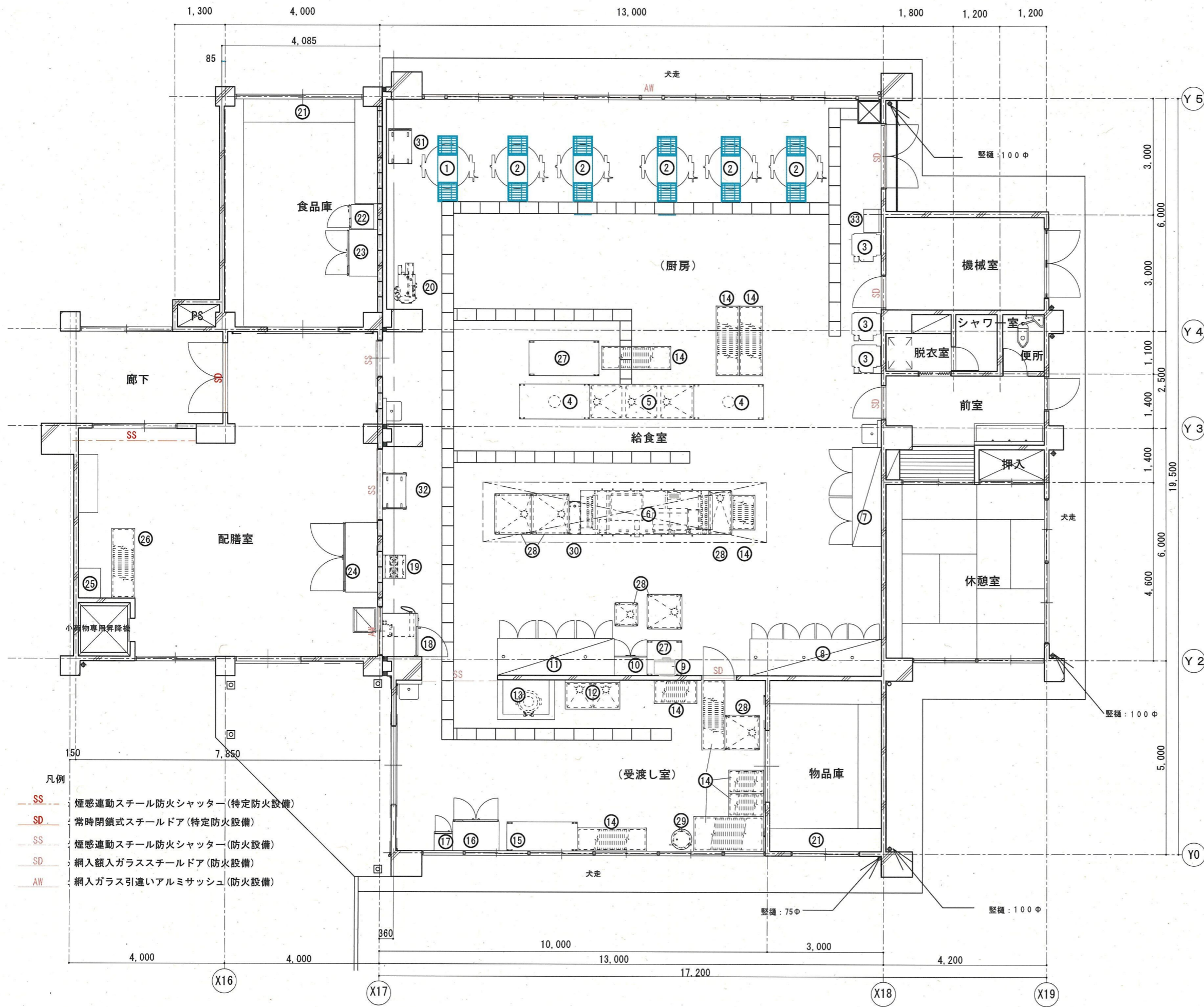
i 立面図



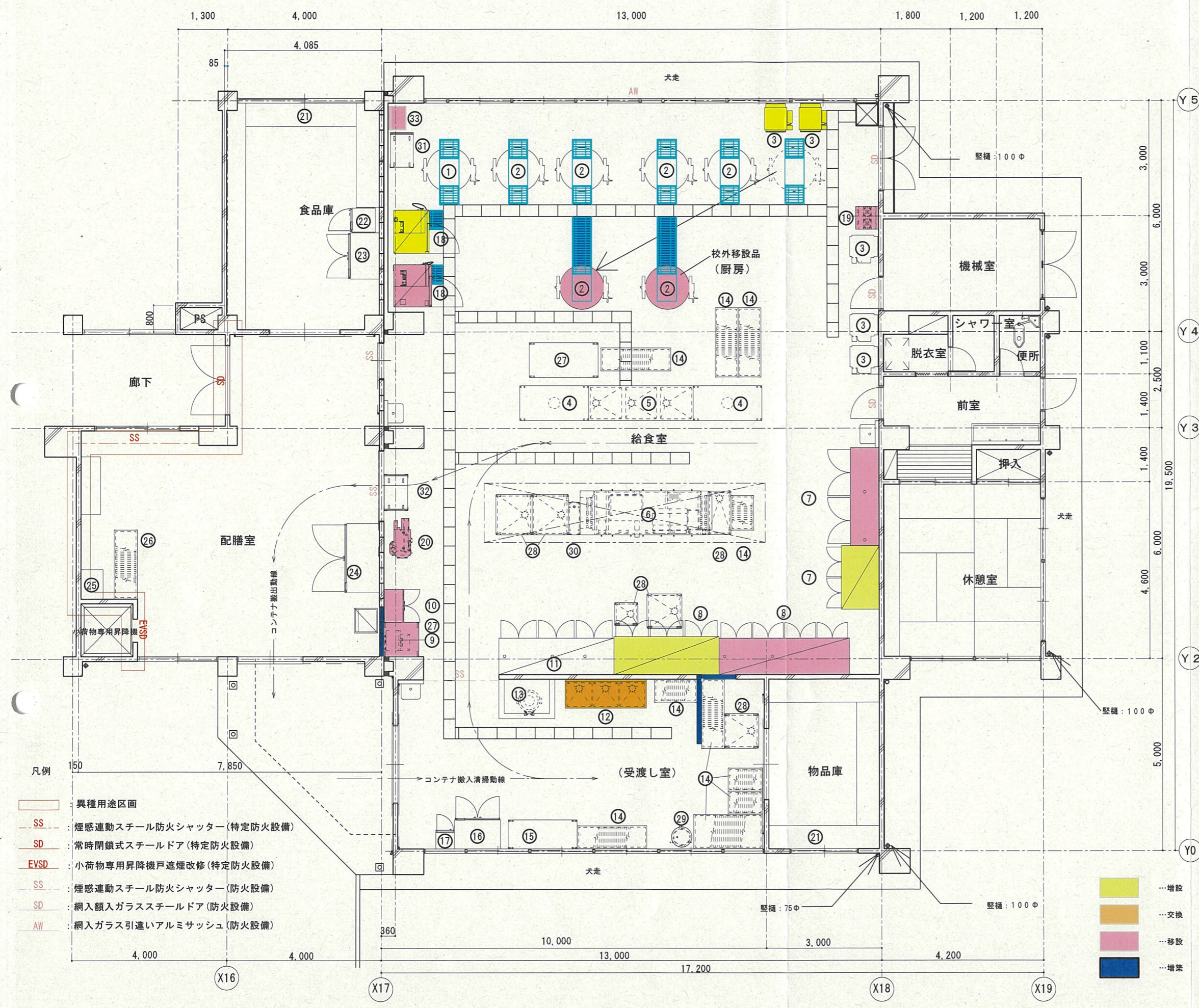
j 立面図



k 立面図



改修前			
No.	品名	機器型番or寸法	数量 備考
【 厨房 】			
1	フライヤー	SNG-35	1 既存
2	回転窯	DRK-60C	5 既存(1台移動配置替)
3	立体炊飯器	LAV-100N	3 既存
4	移動式調理台	900*1800*850	2 既存
5	三槽水槽	900*2700*850	2 既存
6	食器食缶洗浄機	EOKCS-Z25A2A-LHT	1 既存
7	消毒保管庫	TE6-72N	1 既存
8	消毒保管庫	CND-80	1 既存
9	アレルギー用電子レンジ		1 既存
10	包丁保管庫	DS-103	1 既存
11	消毒保管庫	SOND-60	1 既存
18	スチコンベクションオープン	CSI-610B-T	1 移動配置替
19	テーブルコンロ	OZ-60K	1 移動配置替
20	フードスライサー	FS-35	1 既存
27	移動台		1 既存
28	モービルシンク		4 既存
30	移動台		1 既存
31	L型運搬車		1 既存
32	ワゴン車		1 既存
33	置台		1 既存
【 受渡し室 】			
12	二槽シンク	750*1800*800	1 撤去(三槽S入替)
13	ビーカー	P-83	1 既存
14	水切りすのこ	600*1800*300	1 既存
15	ステンラック	900*1800*850(三段式)	1 既存
16	大型冷蔵庫	HR-120X-ML	1 既存
17	調理員用冷蔵庫		1 既存
29	ザル受けカート		1 既存
【 物品庫 】			
21	造作棚		3 既存
【 食品庫 】			
21	造作棚		3 既存
22	検食用冷凍庫	HF-630ZT-KS	1 既存
23	大型冷蔵庫	HR-120Z-ML	1 既存
【 配膳室 】			
24	牛乳保冷庫	NR-180X-DC	1 既存
25	掃除用具ロッカー		1 既存
26	ステンラック		1 既存



改修前				
No.	品名	機器型番or寸法	数量	備考
【 厨房 】				
1	フライヤー	SNG-35	1	既存使用
2	回転窯	DKK-60C	5	既存使用
2	回転窯	DKK-60C	2	移設(校内1・校外1)
3	立体炊飯器	LGV-100	3	既存使用
3	立体炊飯器	LGV-150N	2	増設
4	移動式調理台	900*1800*850	2	既存使用
5	三槽水槽	900*2700*850	2	既存使用
6	食器食缶洗浄機	EOKOS-Z25A2A-LHT	1	既存使用
7	消毒保管庫	TEG-72W	1	移設(校内)
7	昇降式消毒保管庫	DCLE-84W	1	増設
8	消毒保管庫	CND-80	1	移設(校内)
8	消毒保管庫	DCE-60W	1	増設
9	アレルギー用電子レンジ	NE-M265	1	移設(校内)
10	包丁保管庫	DS-103	1	移設(校内)
11	消毒保管庫	SCND-60	1	既存使用
18	スチムコンベクションオーブン	CSI-610B-T	1	移設(校内)
18	スチムコンベクションオーブン	CSX-16102-TKR	1	増設
19	テーブルコンロ	OZ-60K	1	移設(校内)
20	フードスライサー	FS-35	1	移設(校内)
27	移動台		1	既存使用
28	モバイルシンク		4	既存使用
30	移動台		1	既存使用
31	L型運搬車		1	既存使用
32	ワゴン車		1	既存使用
33	置台		1	移設(校内)
【 受渡し室 】				
12	三槽シンク		1	二槽から三槽へ
13	ピーラー	P-83	1	既存使用
14	水切りすのこ	600*1800*300	1	既存使用
15	ステンレスラック	900*1800*850(三段式)	1	既存使用
16	大型冷蔵庫	HR-120X-ML	1	既存使用
17	調理員用冷蔵庫		1	既存使用
29	ザル受けカート		1	既存使用
【 物品庫 】				
21	造作棚		3	既存使用
【 食品庫 】				
21	造作棚		3	既存使用
22	検査用冷蔵庫	HF-630ZT-KS	1	既存使用
23	大型冷蔵庫	HR-120Z-ML	1	既存使用
【 配膳室 】				
24	牛乳保冷庫	MR-180X-DC	1	既存使用
25	掃除用具ロッカー		1	既存使用
26	ステンレスラック		1	既存使用

- 凡例
- 異種用途区画
 - SS: 煙感連動スチール防火シャッター(特定防火設備)
 - SD: 常時閉鎖式スチールドア(特定防火設備)
 - EVSD: 小荷物専用昇降機戸遮煙改修(特定防火設備)
 - SS: 煙感連動スチール防火シャッター(防火設備)
 - SD: 網入額入ガラススチールドア(防火設備)
 - AW: 網入ガラス引違いアルミサッシ(防火設備)

- 増設
- 交換
- 移設
- 増築

事前周知結果報告（要約版）

対象人数 約220人 ご意見を頂いた人数 約10人

主な意見内容

	内容	対応内容
事業全般	①小川小学校の給食の調理方式は自校式で行っているのか。 ②南中学校の仮設校舎には給食室を作れないのか。 ③給食センターからは配送できないのか。 ④南一小、南四小の建替えは老朽化だからか。 ⑤配送の関係で小川小学校の下に何か建つのか。 ⑥「小川小学校」ではなく「小川工場」となるのか。	① 自校式で行っている旨説明した。 ② 仮設校舎への給食室設置は設備費等の費用面から難しい旨説明した。 ③ 中学校の給食センターとして使用しているため、小学校分を作る余裕がなく難しいことから、小川小学校から配送する計画とした旨説明した。 ④ 築50年以上で老朽化が進んでいることを説明。子どもたちにより良い教育環境をつくるため、また、子どもが少なくなってきたおり、小学校統合も考えて計画している旨説明した。 ⑤ 何も建たない旨説明した。 ⑥ 小川小学校のまま変わらない旨説明した。
期間	①南中学校仮設校舎への配送は何年間か。	① 2033年度末までの7年間であることを説明。南一小の建替え後、南三小と南四小の統合のための工事があり、その間も南中学校の仮設校舎へ配送する計画となっている旨説明した。
交通	①自宅の前（小川二丁目・私道）を工事や配送の車が通るか気かりである。 ②工事や運搬に際して、関係車両が路上に駐停車することがないようお願いしたい。	① 工事や配送の車両が通ることではないこと、また、工事・配送ともに登下校の時間帯にはかからないようにする予定である旨説明した。 ② 工事期間中や給食運搬時に関係車両が路上に駐停車する事がないよう徹底するとともに、工事車両通行時には誘導員を配置すること、また、給食運搬車両が校舎へ出入りする際には運転補助者が誘導を行うなどして、歩行者の安全に配慮する旨説明した。
工事	①工事の際は別途案内がきますか。	① 近隣の方には別途お知らせし、工事の際には安全に十分配慮して行う旨説明した。
学校	①ごみ集積所について、学校敷地の法面の草が生え切っている。 ②避難所に指定されている小川小学校は、すべての住民が避難できる能力がないと聞いているが、その点は変わらないのか。 ③大雨による土砂崩れが発生し、小川小が崩れてこないか心配。 ④秋になると木の葉が落ちてくる。枝の剪定をしてもらいたい。	① 担当部署に共有して対応するよう伝えることとした。 ② 今回の事業に関連して変わることはない旨説明した。 ③ きちんとした擁壁であり大丈夫な旨説明した。 ④ 担当部署にご意見があった旨伝えることとした。
その他	①食育に関心があるので、学校給食の栄養バランスに期待している。 ②子供たちのことを第一に考えて温かい給食を運んでいただきたい。	

小川小学校給食室改修工事 「公開による意見の聴取」結果報告（要約版）

公開による意見の聴取日：2025年12月17日 午後2時半～ 対象人数 約220人 ご意見を頂いた人数 0人

特定行政庁からの意見聴取結果

	内容	回答
1	本計画の公益性について、申請理由の中でも説明がありましたが、南中学校に建設する仮設校舎に提供する給食を、小川小学校の給食室で調理して運ぶことによる公益性について、もう少し具体的にご説明ください。	町田市では、小学校から中学校まで9年間を通して、「美しく味良く」、「温もり」を感じて「四季を愉しむ」町田市ならではの学校給食を、丁寧につくり、子どもたちに届けることを目指しています。 本事業により、南中学校の仮設校舎に通学する児童に対しても、小川小学校の給食室で調理した給食を配送して提供調理することで、引き続き「安全・安心・おいしい給食」を提供することができるとともに、これまでの給食と同じく「まち☆ベジ」と言われる市内在住の農業者が生産した旬の町田産農産物を使用した献立など地域性を活かした献立で給食を提供することができます。 また、給食室で給食を調理しますので、給食の提供方法についても、いわゆるお弁当形式の「ランチボックス形式」での提供ではなく、温かいものは温かく冷たいものは冷たく適温で食べることのできる「食缶方式」で提供することができ、本事業は公益性を有するものと考えています。
2	南中学校に建設する仮設校舎に給食室を設置することや、給食センターから配送することは出来ないのでしょうか。小川小学校から配送する理由についてご説明ください。	仮設校舎は南中学校のグラウンドに建設をする計画となっています。 この仮設校舎を建設することで、グラウンド面積が約40%縮小してしまうことから、仮設校舎に加えて給食室を建築することはできませんでした。 また、給食センターからの配送については、南成瀬7丁目に南エリア給食センターがありますが、この南エリア給食センターでは、現在3,100食の調理をし、南大谷中・南中・つくし野中・成瀬台中・南成瀬中の5つの中学校に配送をしています。 南エリア給食センターの敷地面積や建物面積から調理可能な給食数を試算すると、現在の調理数である3,100食が最大調理数であり、今回の配送対象となる南一小及び南四小の調理数を追加調理することはできません。 このことから、給食センターからの配送ではなく、小川小学校からの配送を選択しました。
3	今回の改修工事により、学校の中に「工場」の用途となる部分が設置されることとなりますが、交通上・安全上・防火上・衛生上の観点についてどのような配慮がなされるのかご説明ください。	(交通上・安全上の対応について) 給食配送車両については、児童が通行する敷地内通路と交差することはありませんが、トラックが学校敷地内に入る際には、トラック同乗者が降りて安全確認を確実にし、交通安全対策を徹底します。 また、工事中の工事車両の通行に関しても、住宅街においては徐行運転を徹底し、深夜・早朝、通学時間帯の通行は行わないものとします。 工事が行われる予定の夏休み期間中、学童保育に通う児童が通行する敷地内通路と工事車両が交差することはありませんが、学校敷地周辺における安全確保にも十分配慮します。 (防火上の対応について) 工場用途となる給食室の部分と、学校用途である校舎部分とを異種用途区画の特定防火設備で区画し、防火上支障ない計画としています。 (衛生上の対応について) 調理食数は増えますが、メニューの追加等は行わないため、調理にかかる臭いや音、振動については現状とほとんど変わることはありませんが、現在、住宅地側に設置された排気口の一部を給気口に変更し、住宅側へ直接的に向けた排気を減らし、ルーファンにより屋上方向に向けることで、より一層近隣への臭いの配慮を行います。 併せて、給食室の空調室外機には消音設備を今年度既に設置しており、近隣への音の配慮をしています。